

オエノングループ行動指針

第1章 総則

(行動指針の趣旨及び適用範囲)

- 第1条 オエノングループ行動指針(以下、「行動指針」といいます。)は、オエノングループ行動原則(以下、「行動原則」といいます。)及び普遍的な概念である「顧客志向」「収益志向」(以下、行動原則及び「顧客志向」「収益志向」を総称し、「行動原則等」といいます。)を確実に実践し、「将来価値の共創」に繋げ、グループ企業理念を実現するために、オエノンホールディングス株式会社及びそのグループ会社の役員及び従業員が行動するに際して基準とすべき内容を定めたものです(以下、オエノンホールディングス株式会社及びそのグループ会社を総称して「オエノングループ」といい、個別の会社を称して「グループ各社」といいます。)。オエノングループの役員及び従業員は、これを日々の事業活動や業務の拠り所とします。この行動指針は、オエノングループの役員及び従業員に適用します。
- 2 オエノングループの役員(これに準ずる者を含む)及び従業員(嘱託社員・パートタイマー・派遣社員を含む)(以下、「私たち」といいます。)は、社会の一員として、人権の尊重、コンプライアンスの徹底及び高い倫理観を持った行動により、社会的責務を果たすことがオエノングループの企業価値向上につながるとの認識の下、この行動指針を遵守します。

(コンプライアンスの責任及び違反行為に対する措置)

- 第2条 私たちは、自身がコンプライアンス推進の責任を有するという自覚を持ち、自部門のコンプライアンス推進に主体的に取り組めます。
- 2 私たちは、法令や社内規程等を遵守することはもちろんのこと、健全で社会的良識に則した企業倫理・社会規範に基づき行動します。
- 3 私たちは、コンプライアンスの犠牲の下に収益や業務効率性を追求することをしません。
- 4 グループ各社の役員及び管理監督の地位にある者は、自身が担当する部門におけるコンプライアンスの推進者として、自部門に関連する法令や社内規程等を遵守し、コンプライアンスの取組みを率先垂範することはもちろんのこと、自部門内に適切に周知し、浸透させます。
- 5 グループ各社の役員及び管理監督の地位にある者は、コンプライアンスに関する疑問や懸念について、部下が躊躇なく相談できる職場環境を構築します。
- 6 グループ各社の役員及び管理監督の地位にある者は、日々の業務において違和感を覚えた場合、それを放置せず、関係当事者に事情を確認するなど、適切な対応をとります。
- 7 グループ各社の役員及び管理監督の地位にある者は、コンプライアンスに関する問題を認識した場合、速やかにオエノンホールディングス株式会社の経営戦略企画室や自身の上長に報告・相談するとともに、問題を是正すべく適切な対応をとり、決して黙認・放置しません。
- 8 私たちは、法令や社内規程等に違反した場合、グループ各社の就業規則等に基づき、懲戒解雇を含む懲戒処分の対象となることを認識します。また、違反行為者個人が民事上の責任(損害賠償)や刑事上の責任(拘禁刑・罰金等)を問われる場合があるほか、会社に対し民事上・刑事上の責

任、行政処分、ステークホルダーからの信用・信頼の失墜といった有形・無形の深刻な結果を招くことを認識します。

（コンプライアンス体制）

- 第3条 オエノンホールディングス株式会社は、オエノングループのコンプライアンス体制構築のため、オエノンホールディングス株式会社の社長を委員長とした CSR・コンプライアンス委員会を設置します。また、オエノンホールディングス株式会社の各部署責任者及びグループ各社社長は、当該各部署及びグループ各社において法令や社内規程等の遵守体制を維持向上する責任を負い、コンプライアンス活動の推進に努めます。
- 2 私たちは、コンプライアンスに違反する行為又は違反するおそれのある行為が行われていることを知った場合、速やかに上長に報告するか、オエノンホールディングス株式会社が設置する社内外の内部通報窓口又はグループ各社の人事相談窓口に相談・通報します。
 - 3 グループ各社は、通報者・相談者のプライバシーを守り、保護します。不正の目的で行われた通報を除き、通報・相談を行ったことを理由として、通報者・相談者が不利益を受けることはありません。また、グループ各社は、通報者・相談者等に対する通報・相談を妨害する行為や報復行為等を許容しません。

（主管部署）

- 第4条 行動指針の主管部署は、オエノンホールディングス株式会社の経営戦略企画室とし、行動指針に規定する事項の実施及び企業倫理の確立につき、グループ各社に対する助言・提言及び支援を行うものとします。

（改廃）

- 第5条 行動指針の改廃は、CSR・コンプライアンス委員会の審議を経てオエノンホールディングス株式会社の取締役会が決定するものとします。

第2章 お客様・取引先との関係

（安心・安全かつ高品質の商品・サービスの開発・提供）

- 第6条 私たちは、お客様の食の楽しさと健やかなくらしに貢献し、お客様の期待と信頼に応え、お客様に満足していただけるよう、発酵技術を核とするバイオテクノロジーをベースとした安心・安全かつ高品質の商品・サービスの開発・提供に努めます。
- 2 私たちは、商品・サービスに関する適切な情報を提供します。
 - 3 万が一、商品の安全性に問題が発生した場合には、直ちに事実を確認、分析するとともに、正確に必要な情報を速やかに公開し、迅速かつ適切な対応を講じます。また、問題の原因を究明し、再発防止に努めます。

（契約の遵守）

第7条 私たちは、法令や社会規範に反する契約を締結しません。

2 私たちは、取引先からの信頼を得るために、締結した契約を誠実に履行します。

（公正な広告・宣伝）

第8条 私たちは、商品の品質に関して、正確でわかりやすい表現と表示に努め、誤解を招く表現や虚偽の表現、大げさな表現、他者を中傷する表現等は用いません。

（公正な競争）

第9条 私たちは、全ての取引先との間で、自由な競争原理に基づき、独占禁止法等の関係法令を遵守した公正な取引を行います。

2 私たちは、競争会社との間でカルテルや談合を行いません。また、不正な手段を用いて、競争相手を市場から排除したり、新規参入を妨害したりしません。公正かつ自由な競争の制限につながる、あるいはその疑いをもたれるような会合への参加や情報交換も一切行わず、常に公正で透明な行動を徹底します。

3 私たちは、お客様、取引先等に対し、不適切な接待、贈答品の提供、金銭の提供等の行為は行わず、良識をもって行動します。

（輸出入管理）

第10条 私たちは、外国為替及び外国貿易法、その他の国内外の関係法令を遵守し、社内規程等に則り、商品・原材料等の輸出入取引を適正に実施します。

2 私たちは、関税に関する法令等を遵守し、商品・原材料等の輸出入の申告を正しく行います。

（公正な調達）

第11条 私たちは、サプライヤーや業務委託先、さまざまなサービス提供企業、人的役務提供企業等（以下、総称し、「ビジネスパートナー」といいます。）に対し、常に対等、公正な立場で接することとし、優越的地位を利用して不当な不利益を及ぼす取引を行いません。

2 私たちは、ビジネスパートナーから不正な利益を受領せず、要求もしません。また、不正を疑われるような接待、贈答、旅費負担、その他の便宜を受けません。

3 私たちは、ビジネスパートナーに対し、コンプライアンス、人権、労働、環境、腐敗防止等の期待事項を示し、実践することを要請します。

第3章 株主・機関投資家との関係

（企業情報の開示及び財務報告）

第12条 私たちは、株主・機関投資家をはじめとするステークホルダーに対し、経営方針、事業内容、財務情報、サステナビリティ活動等の企業情報を適時、適切に開示し、開示する企業情報が利用

者にとって有益な記載となるように努めます。

- 2 私たちは、関連法令や社内規程等に基づき、財務・会計に関する記録及び報告等を正確かつ明瞭に行い、それらの記録・報告等を適切に保管します。
- 3 私たちは、会計処理等の申請・承認・記録を内部統制手続に従い厳正に行います。また、内部統制制度を適切に運用し、有効性を適宜検証し、必要に応じて改善します。

（内部者取引の禁止）

第13条 私たちは、オエノングループや取引先等に関する重要な未公開情報を知りながらその株式等有価証券を売買することを行いません。

第4章 従業員との関係

（従業員の人権の尊重）

第14条 私たちは、人権に関する国際的な基準（世界人権宣言等）及び労働に関する国際的な基準（ILO中核的労働基準等）を尊重・擁護します。

- 2 私たちは、あらゆる強制労働及び児童労働を認めません。
ここでいう強制労働とは、借金等の返済のための債務労働、人身売買の結果行われる奴隷労働、非人道的な囚人労働など、本人の意思に反して居住地や移動を制限（身分証明書の取り上げなど）することを含む、自らの意思によらない労働のことを指します。また、児童労働とは、義務教育を受ける権利が認められている年齢（15歳未満（途上国は14歳未満））の者の教育を受けることを妨げ、また健康的な発達を妨げる労働、18歳未満の者の危険で有害な労働、子どもを搾取する労働のことを指します。
- 3 私たちは、職務にあった教育、経験、スキル、能力を獲得するための公正な機会を提供します。また、経験、スキル、能力、業績、成長性等を踏まえた公正な待遇を提供します。
- 4 私たちは、個人の人権と人格を尊重し、人種、宗教、性別、性的指向、年齢、国籍、言語、障がい、社会的出身、財産、門地等、本人の適性や能力に関係ない地位・状況を理由とした採用・雇用における差別を排除して、公正な処遇がなされ、互いに尊重し、受け入れ、個性として認め合い、多様な人材が生き活きと働ける職場環境を実現します。また、従業員の宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮します。
- 5 私たちは、身体的、性的、人種的、心理的、言語的、又はその他のあらゆる形態のハラスメント、いじめ、虐待を含む個人の尊厳を脅かす行為を許容せず、風通しの良い職場づくりに取り組みます。また、グループ各社が設置する人事相談窓口等の活用を含めて、ハラスメントに対して「見て見ぬふり」をしません。
- 6 私たちは、結社の自由及び労働者の団結権、団体交渉をする権利等の労働基本権を尊重・擁護し、労働組合員及び労働者代表に対する脅迫、嫌がらせ、報復、暴力を禁止します。

（健全な職場環境の整備）

第 15 条 私たちは、事業に関係する全ての人たちの健康と安全を最優先として、関係法令等を遵守し、また、各事業活動に最適な安全基準を不断に追求し、健康で安全に働ける労働環境を維持・整備します。

- 2 私たちは、万が一、職場で労働災害等が発生した場合には、被害を最小限に留めるように努めます。また、速やかに再発防止策を講じます。

第5章 会社との関係

（会社財産の保護及び利益相反の回避）

第 16 条 私たちは、会社の全ての財産（有形・無形の資産）を事業遂行のためにのみ適切に使用・管理することとし、これを濫用・浪費したり、業務以外の目的で使用したり、その価値を毀損したりすることはしません。

- 2 私たちは、会社の利益のために行動し、業務上の判断に自らの個人的な利益が影響しないようにします。会社の意思決定や機密情報・会社資産提供の見返りとして第三者から支払、融資、贈答、割引、接待、その他の利益の提供を受けることは、利益相反行為にあたるだけでなく、収賄行為にもなり得ることから、私たちはこれらの提供を受けません。
- 3 私たちは、個人又は親族等の自己の関係者の利害と会社の利害が相反するような状況（利益相反）を回避するための適切な対応を講じます。回避が現実的でなく、又は不可避免場合には、利益相反の状況を会社に報告し、助言や承認を得ます。

（個人情報の保護）

第 17 条 私たちは、プライバシー権を尊重し、他者並びにオエノグループの役員及び従業員の個人情報については、法令や社内規程等に則り、公正・透明かつ安全な方法でのみ収集、利用、保持及び開示します。

（知的財産の保護・活用）

第 18 条 私たちは、研究開発や営業活動その他の事業活動の成果である発明、デザイン、ブランドやロゴ、営業秘密、ノウハウ等の知的財産を特許権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権に基づき適切に保護・管理するとともに、事業における有効活用を促進します。また、他者にオエノグループの営業秘密を開示する場合には、秘密保持契約を締結し、開示先に営業秘密保持の義務を負わせます。他者からの営業秘密取得に当たり秘密保持契約を締結した場合には、契約を遵守し、これらの情報を保護・管理します。

- 2 私たちは、他者の知的財産を尊重し、他者の知的財産権を侵害せず、また他者の営業秘密を不正に取得、開示しません。

(情報セキュリティ)

第 19 条 私たちは、会社が取扱う個人情報や知的財産を含めた機密情報が重要な情報であると認識し、情報への不正アクセス、漏洩、紛失及び改ざんを防止するための安全対策を講じます。

第6章 社会との関係

(企業市民としての責任及び行動)

第 20 条 私たちは、様々なステークホルダーとの信頼関係を大切にし、事業活動を通じた社会貢献により、持続的な社会の実現に取り組みます。

(環境保全)

第 21 条 私たちは、“自然の恵み”を育む地球環境を将来世代に引き継ぐため、関係法令を遵守することはもちろんのこと、事業活動を通じた環境へのマイナスの影響の最小化に努めるとともに、環境にプラスとなるような取組みの推進に努めます。

(危機管理の徹底)

第 22 条 私たちは、テロ、サイバー攻撃、自然災害等に備えて、戦略的なリスク管理及び組織的な危機管理体制を整備し、不断にその強化を図ります。

(アルコール関連問題への対応)

第 23 条 私たちは、アルコール飲料を製造・販売する企業の社会的責任として、不適切な飲酒の撲滅及び適正飲酒の推進に継続的に取り組みます。

(反社会的勢力との関係遮断及び反マネーロンダリング)

第 24 条 私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持ちません。不当な要求を受けた場合も、毅然とした対応を行い、その要求には応じません。

- 2 私たちは、マネーロンダリング防止に関する法令を遵守し、取引の過程でそれに加担することのないように留意します。

第7章 政治・行政との関係

(贈賄行為その他不適切な贈答・接待の禁止)

第 25 条 私たちは、政治資金・寄付、選挙、政治活動に関して、政治資金規正法、公職選挙法、不正競争防止法等の関係法令を遵守します。

- 2 私たちは、国内公務員、外国公務員及びこれに準ずる者に対し、方法を問わず、贈答品の提供、接待、金銭その他の賄賂となる利益提供は行わず、政治・行政とは健全かつ正常な関係を保ちま

す。

- 3 私たちは、寄付・協賛を実施するにあたっては、社内規程等に則り、公正性・透明性を確保し、その必要性・妥当性を十分に考慮、検討した上で行います。